

大学安全保障輸出管理にかかる行政／大学等の動き		
平成 17 年	経済産業省	「大学等における輸出管理の強化について」(平成 18 年にも)
平成 18 年	文部科学省	「大学及び公的研究機関における輸出管理体制の強化について」
平成 19 年～20 年	文部科学省	「依頼：国連安保理決議の履行やイラン人研究者等との交流の留意点」など
平成 20 年	経済産業省	「安全保障貿易管理機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)」(平成 22 年にも)
平成 20 年	CISTEC	「ワッセナー・アレンジメントの基礎科学研究に関する提言」
平成 21 年	文部科学省	「依頼：北朝鮮籍を有する研究者等との交流の留意点」など
平成 23 年	産学連携学会	『安全保障貿易管理に関するガイドライン』(平成 23 年改定)
平成 22 年	文部科学省	「外国人留学生の在籍管理等について」
平成 22 年	国立大学協会	「国立大学の安全保障貿易管理に関する取り組みについて」(大学)
平成 22 年	国立大学協会	「大学における技術提供にかかる安全保障貿易管理について」
平成 22 年	九州地域大学輸出管理実務者ネットワーク始動	
平成 23 年	経済産業省	『安全保障貿易管理ハンドブック』(平成 24 年改定)
平成 24 年	UCIP	「大学・研究機関の輸出管理の現状と課題～わが国の輸出管理への6つの提言～」
平成 24 年	九州大学	「米国の大学安全保障輸出管理実務にかかる調査」(平成 25 年度も実施)
平成 24 年 12 月	RU11	大学の安全保障輸出管理実務に関する検討会 始動～平成 25 年 7 月
平成 25 年 2 月	EFA 実行委員会	第1回輸出管理 DAY for ACADEMIA 開催(以降、毎年開催)
平成 26 年 1 月	国立大学協会	留学生等受入れに係る安全保障上の入口管理等に関する WG 始動
平成 26 年 5 月	国立大学協会	留学生等受入れに係る安全保障上の入口管理等に関する WG 終了
平成 26 年 6 月	大学6団体連名(CISTEC 他)	『大学に係る安全保障輸出管理行政に関する包括的改善要請書』
平成 26 年 9 月	国立大学協会	WG の成果を元にした「要望書」を文科省等に提出

※ 黄色は大学(実務者)等による動きを表す。

平成26年6月20日

経済産業省貿易経済協力局長 横尾 英博 様
文部科学省高等教育局長 吉田 大輔 様
外務省軍縮不拡散・科学部長（大使） 北野 充 様

大学に係る安全保障輸出管理行政に関する 包括的改善要請書

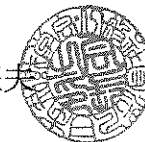
一般財団法人 安全保障貿易情報センター 専務理事（代表理事）押田 努



特定非営利活動法人 産学連携学会 会長 伊藤 正実



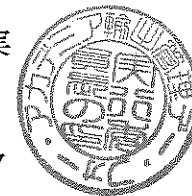
一般社団法人 日本知財学会 会長 軽部 征夫



国際・大学知財本部コンソーシアム 国際法務委員会 委員長 松原 幸夫



輸出管理 DAY for ACADEMIA 実行委員会 委員長 伊藤 正実



（賛同組織）九州地域内大学輸出管理実務者ネットワーク

大学に係る安全保障輸出管理行政に関する 包括的改善要請書

—大量破壊兵器等の不拡散と、円滑な研究・教育環境の確保、
国際競争条件の均等化との両立に向けて—

日頃、大学における安全保障輸出管理に関し、ご指導をいただき有難うございます。

私ども各組織では、貴各省より大学における安全保障輸出管理に係る通達・要請が発せられ、また平成 19 年の知的財産推進計画において、初めて「大学において安全保障輸出管理を推進する」旨定められて以降、大学での研究開発等が、大量破壊兵器の開発等や懸念国における軍拡に利用されてはならないとの社会的責務を自覚し、貴各省とも密接に連携をとらせていただきながら、さまざまな啓発普及を通じて、その意識の醸成、体制構築に鋭意努めてまいりました。昨今の国際情勢を踏まえれば、この点は一層重要性を増してくるものと思われるため、更に一層取組みを強化していく所存です。

しかし他方で、現行の安全保障輸出管理の基礎となる外為法の規制内容や関係行政の枠組みが、大学において通常行なわれる研究活動に必要以上の制約をもたらし、大学が対応を迫られている国際競争への取組みを阻害する要素が見受けられることも否定できないところ です。

そこで今般、下記の通り、私どもとしての問題意識と対応をお願いしたい事項をまとめましたので、ご検討をいただき早期にご対応いただきますようお願い致します。

記

1. 大学での研究・教育活動、国際競争にとって制約要因となっている点の早期解消

大学は社会における知的インフラの重要な一翼を担っており、そこでの円滑な研究・教育活動の環境確保は社会全体の発展にとって重要な課題です。また、最近では、海外での研究・教育に係る拠点整備（大学の輸出）、政府における留学生 30 万人増加計画にも見られる海外からの人材誘致、大学の講義の大規模ネット配信、海外からの研究室の誘致等、国際競争に関わる動きが急速に進展してきております。国際競争である以上は、大学の研究・教育活動に係る競争条件を海外諸国のそれと均等のものにしていただく必要があると考えます。

これらの動きを踏まえて、以下のような問題とその解決が必要と考えております。

(1) 安全保障輸出管理の対象の明確化と、法規制上の円滑な研究・教育環境の確保

大学における安全保障輸出管理の対象範囲がどこまでであるのか、諸外国に比して曖昧になっているがために、その理解が大学によって異なり、必要以上に管理負担を強いられている面があります。そこで、次の点について早期のご対応をお願いします。

要請1 大学の学部での教育課程での技術提供の明確な規制除外

「大学」と一概に言っても、学部もあれば大学院もあります。学部についても理系学部もあれば文系学部もあります。「研究」や「留学生」と言っても、これらのどの課程におけるものなのかによって、その把握、管理の必要性には格段の差があります。

文系学部においては、一般的には安全保障輸出管理の対象となる先端技術等とは無縁のものであり、理系に関しても学部での教育活動の一環として行なわれるものについては、公知のもの或いは公知とするためのものですので、輸出管理の対象からは本来外れているものと思われます。

また、この点が明確にならないままに、政府が進める留学生 30 万人増加計画が実施されれば、その管理負担は膨大なものとなり、大学事務局は機能不全に陥り、本来の教育・研究活動に多大な支障をもたらしかねません。また、近年急速に進展しつつある「大学の輸出」に伴う海外分校、海外拠点等での教育活動にも支障をもたらすことになります。

米国においては、学部における公表されたカリキュラムに基づく授業や実習に係る技術提供は、「公知・公知化」の一類型として明確に除外し、理系・工学系の大学院を主たる対象として絞っています。また、英独などの欧州主要国においても、国内においては我が国のようにリスト規制はなく、キャッチオール規制のみによって規制されているとともに、英国での留学生事前審査制度(ATAS)などでは、大学院での機微分野に限定されています。また、後述のように、ワッセナー・アレンジメント(WA)においては、「公知」(「the public domain」)概念は、「二次的な情報伝達に制限がないもの」とされており、この観点からみても、大学の学部での授業・実習は他に伝達されることに制限がかけられる性格のものではないことから、規制対象外とすることが適当です。

しかしながら、現行外為法に基づく「貿易関係貿易外取引等に関する省令」(以下、単に「貿易外省令」という)の第9条第九～十一号において許可不要として除外されている一連の行為は、あくまで「不特定多数」に対する「公知化」のための行為のみであり、大学の学生、研究者という構成メンバーとなるための資格が限定される「特定者」に対する「公知化」のための行為は除外されていません。経済産業省による「機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)」においても、授業では市販の教科書のみを用いたものしか許されないかのように記述されています。

つきましては、特定多数の者向けの公知・公知化についても規制除外類型を設けるとと

もに、米国同様、大学の学部課程において、公表されたカリキュラムに基づく授業・実習における技術提供については規制対象外であることを、省令改正等により明確にしていた
だくようお願いします。

要請 2 非該当分野の研究におけるリスト規制該当機器の使用（操作）に係る許可が不要 である旨の明確化

安全保障輸出管理において、該非判定は、取引審査（エンドユースチェック）と並ぶ主
要なプラクティスですが、しかし、その負担には重いものがあります。そして、大学には
多種多様な研究関連の機器類が存在しており、そのすべてについて該非判定を強いられ、
更には、留学生にその機器類を操作させることも「使用の技術」の提供として規制対象と
なってしまうのでは、業務量が膨大となり、研究・教育活動に著しい支障を来すことにな
りかねません。

外為法の運用上、機器類の「操作の技術」は、原子力関連等の一部を除き、「操作に必要
な技術」（通達では、「規制の性能レベル、特性若しくは機能に到達し又はこれを超えるた
めに必要な技術」と定義されています）のみが規制されています（「係る技術」ではありま
せん）。したがって、大学におけるリスト規制非該当の分野・リスト規制非該当貨物に関す
る研究を行う上で機器類の操作方法を教えるのであれば、機器類がリスト規制該当貨物で
あっても、「使用の技術」の提供とはならないと考えられます。この点が周知されていない
ために、本来必要ではない該非判定や懸念が生じかねない状況となっています。つきまし
ては、上記のような機器の操作方法を教えるに留まるような行為については、その機器自
体の該非を問わず、規制対象外である旨の周知をお願いします。

要請 3 学会における発表、大規模公開オンライン講座での授業等の明確な規制除外

（１）「要請 1」において述べたように、現行の貿易外省令においては、許可不要として除
外されている一連の行為は、あくまで「不特定多数」に対する「公知化」のための行為の
みです。しかしながら、「学会」という一定の入会資格を必要とする科学コミュニティの構
成員たる研究者は、「特定」の者であって「不特定」の者ではありません。したがって、現
行貿易外省令では、特定多数を対象とする学会での発表は、形式上は許可を要することに
なりかねません。

また、ワッセナー・アレンジメント（WA）においては、規制対象外となる「公知」（「the
public domain」）については、「二次的な情報伝達に制限がないもの」との定義となっ
ており、貿易外省令の不特定多数相手の公開よりも広いものとなっています。また米国 EAR
においても、その趣旨を踏まえた規定振りとなっています。これらは、学会における発表
だけでなく、それに伴う個別の質疑応答であっても、それが第三者の不特定者に対してオ
ープンなものであれば、「公知化」のための行為として認められるとの考え方に立っていま
す。

以上を踏まえて、科学コミュニティとして広く認知されている学会において、二次的伝達に制限がないような発表、質疑応答に係る技術提供については、省令改正により、明確に規制除外されるようお願いします。

(2) また、最近、国内外において活発となっている大学等による大規模オンライン公開講座については、インターネットによる公開ですが、基本的には大学の授業の延長であり、不特定多数を対象にしているものが一般的ですので、現行の貿易外省令においても規制対象外であると考えられますが(九号ハの「講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術を提供する取引」、例示されているものがリアルものばかりですので、インターネットによるものであっても、これと同様に規制除外となる旨の明確化をお願いします。

なお、ケースによっては、希望する者が誰でも聴講できるオンライン講座ではなく、一定の聴講資格を要する場合も可能性としては想定されますが、その場合であっても、「要請1」と同様、事前に公表されたカリキュラムに基づく授業・実習に相当するものであれば、規制対象外とする旨の明確化をお願いします。

要請4 海外大学等の研究室の「ユニット誘致」における、輸出管理規制上の円滑な共同研究環境の確保

文部科学省では、平成26年度より、海外の大学等の研究室のスタッフを含めて丸ごと誘致(ユニット誘致)するとの施策を、国立大学を中心に行っていくとされています。

その場合、外為法上の扱いを考えると、海外大学の教員スタッフは、海外大学という非居住者の法人に雇用されている以上、我が国での滞在期間にかかわらず、非居住者というステータスとなると思われます。その場合、誘致した研究室での共同研究の際、我が国の大学スタッフから誘致した研究室の海外スタッフに対しては、該当技術であれば許可が必要ということになってしまいます。他方、米国では、後述のように研究成果の公開・自由利用が担保されているのであれば、規制対象外とされていて、我が国の大学スタッフに対する提供には規制はかからないというアンバランスが生じてしまう可能性があります。

このような事態を回避できるような方策がないままに、ユニット誘致が進められることになれば、現場において混乱が生じかねません。文部科学省と経済産業省とでご協議をいただき、ユニット誘致による共同研究が円滑に進むようご検討をお願いします。

要請5 「公知・公知化」「基礎科学分野の研究」等の「許可例外」から「非該当(規制対象外)」への移行

「公知・公知化」「基礎科学分野の研究」等の類型行為は、国際レジームにおいても海外諸国においても、規制対象外とされています。ところが、我が国外為法では、これらの行為は、貿易外省令において「許可例外」として規定されているため、「該当ではあっても許可不要」という整理となり、規制対象に含まれる形となっています。

そうすると、法令の上では、「公知・公知化」「基礎科学分野の研究」等の類型に当たるものであっても、すべての提供技術について該非判定がなされた後、許可の要・不要を判断するとの流れになってきますが、それは非現実的であり、私ども団体のモデル規程や各大学の自主管理規程においても、該非判定前に、許可例外の判定をすることとしています。経済産業省ご当局におかれても、実際の運用上は、許可例外対象であれば、該非判定は不要とお考えであるものと理解しています。しかし、このような法令と運用との間にギャップがあるままにしておくことは適切ではありませんので、上記のような許可例外類型については、「非該当（規制対象外）」として整理していただくようお願いします。

（２）「基礎科学分野の研究」の定義の明確化と、米国同様の公知の一類型の下での基礎・応用研究の規制除外（中期的課題）

要請６ 「基礎科学分野の研究」の定義の明確化による予見可能性、透明性確保

貿易外省令において、許可不要となる類型のひとつとして、「基礎科学分野の研究」が規定されています。これは、WAを受け、役務通達において、「自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、理論的又は実験的方法により行うものであり、特定の製品の設計又は製造を目的としないものをいう」と定義されています。しかしながら、近年の科学技術の発展によって、基礎科学と応用科学との境界が不分明なものになりつつあります。幹細胞等の研究を想起すれば容易にわかるように、生命体の形成という自然原理の解明であっても、その成果は臓器再生という応用用途に直結します。超電導という物理現象の解明は、高効率送電等の応用用途に直結します。ノーベル物理学賞、化学賞という自然原理の解明に資する研究であっても、特許権という産業応用を前提とした権利取得を併せて行なっている場合も少なくありません。

この「基礎科学分野の研究」の除外規定は、はるか以前のココムの枠組みの時代からあるものであり、その後の科学技術研究の大きな変化を踏まえると、その対象となる研究の範囲がどういうものなのかが、極めて曖昧になってしまっていることは否定できません。安全保障輸出管理という強力な規制行政において、規制対象が曖昧で予測可能性、透明性を損なっていることは決して健全な姿ではなく、被規制側がそれぞればらばらな解釈に立って実務を展開するということは、行政側にとっても好ましい事態ではないと思われます。今後、WAでの見直し議論の提起等を図られるとともに、その具体的範囲が明確になるようお願いします。

要請７ 公知化の一類型としての「成果の利用制約なき基礎・応用研究」の規制除外

他方、欧米の状況をみると、欧州においては、そもそも国内でのみなし輸出規制は、リスト規制ではなく、キャッチオール規制一本で行なわれており、国内の大学での局面で、基礎科学分野の研究か否かの判別をする必要性自体ありません。あくまで、研究内容の如

何を問わず、大量破壊兵器等の懸念用途に使われる恐れがあるか否かの見極めの一点に精力を集中する仕組みとなっています。当然、我が国におけるように、該非判定の負担に煩わされることもありません。

また、米国 EAR においては、「基礎研究の過程で発生したものか、結果として生じた情報」で、一般に入手可能になるようなものについては、規制除外とされていますが、ここで、「基礎研究」の定義については、「研究の成果が通常公開され、科学コミュニティ内で広く共有される科学及び工学分野における基礎的又は応用的研究であって、特定の国家安全保障理由又は独占権により研究成果が制限されるような、独占的研究及び工業的な開発、設計、製造、使用のための研究ではないもの」との解釈が示されています。基礎か応用か、工学分野かそれ以外かを問わず、研究過程や成果が一般に自由に入手利用できることが契約等で担保されているかどうかで判断されるものとなっており、これは、大学だけでなく、企業その他における研究においても適用されるものとなっています。このような規定は、社会に広く公開されその自由な利用に供することによって、次の研究を生み出すという大学の研究活動の本来の趣旨、目的に即した極めて合理的なものであり、規制行政における予見可能性、透明性の確保の点でも十分な担保となっているものであって、本来はこのような規定が我が国においても導入されるべきものと考えます。「公知化」に属する諸類型の行為を具体的にどう定めるか各国の裁量に委ねられていますから、規定改正は可能と思われます。

ただ一方で、このような米国の制度は、国家的秘密保護制度や国防高等研究計画局（DARPA）による軍事転用可能技術の囲い込み等の制度が別途存在しており、我が国とは前提条件がやや異なることは否定できないところです。

それらの諸前提の差異と今後の推移とを見極める必要があるとは思われますので、今直ちに対応することは難しいかもしれませんが、しかし、研究過程が公開され研究成果の自由な利用が担保されているような研究活動であれば、規制の趣旨からしても規制除外されるべきですし、我が国の大学の研究活動が、上記に見る通り、欧米に比して制約が多いものとなっていることからしても、近い将来において導入されることが期待されるところですので、継続的に検討していただくようお願いします。

（３）外為法の抜本改正、国内でのエンドユース規制への移行の検討（中期的課題）

要請 ８ 外為法の早期抜本見直し、国内でのエンドユース規制への移行の検討

安全保障輸出管理行政の基礎となっている外為法体系は、既に各方面から指摘されているように、体系が複雑であり、規定内容も難解であるため、これを適確に理解し遂行することは難しいものがあります。国際的な平和と安全等を守るための重要な手段であり、それに違反し大量破壊兵器等の拡散に関わる事態となった場合の社会的影響の大きさからす

れば、取組主体がどのような者であっても、規制内容が比較的容易に理解されるような体系、内容であることが求められます。

また、現行体系では、技術提供規制は、本来外国為替分野の概念である「居住者」「非居住者」の概念をそのまま使っているがために、その者の属性、滞在期間、目的等によって、そのどちらに属するかが変化し、留学生問題に典型的に生じている如く、管理対象として扱う範囲等について混乱が生じる要因となっています。

他方、産業界と同様、大学においても国際競争を意識せねばならず、研究・教育活動を行う上で、「競争条件」は均等であるべきですし、国際共同研究が進んでいけば、規制内容が異なれば大きな混乱を招くことになりかねません。上記に述べたように、我が国の大学は、欧米とは異なる規制体系の下に置かれています。英独等の EU 諸国では、国内規制ではもともとリスト規制がなく、キャッチオール規制（エンドユース規制）一本で行っていますし、留学生の事前審査も、大学院過程での一部の特に機微な分野に限定されています。米国においては、学部での教育課程での授業・実習や、研究過程・結果の公開・自由利用が担保されているものは、「公知・公知化」の一類型として、国内外を問わず管理対象から一切外れ、それが担保されていない機微な研究分野を対象にした規制になっています。我が国の大学では、それら欧米諸国に比し、リスト規制が全面的に適用され、教育課程も規制対象に含まれ、結果の公開・自由利用になっていても規制対象に置かれるというように、一種異質な規制行政下に置かれています。

米国等では、他のセキュリティ担保措置等があるなど、安全保障輸出管理の側面だけ見て論じることとはできないとしても、また、安全保障輸出管理自体についての認識が広く定着していない中で大幅な体系変更の是非についての議論はあり得るとしても、少なくとも理解が容易でメリハリの利いた実効的な規制内容であるべきことは間違いありません。このような観点から、外為法体系の早期見直しとともに、国内でのエンドユース規制への移行も含めた検討を進められるようお願いいたします。

2. 留学生の受入に係る政府と大学の役割分担の明確化等

要請9 国費留学生（大使館推薦枠）に係る政府の責任による懸念審査の実施

国費留学生のうち大使館推薦枠については、大使館での面接・選考の後、文部科学省での二次選考、各大学への受入れ協議を経て、採用決定するとのプロセスとなっています。その際には、外務省及び文部科学省における選考過程において、大量破壊兵器等の開発等に関する懸念の有無については、まず両省庁の責任において審査がなされるようお願いいたします。国費（奨学金）として受け入れる以上は、その属性、背景事情等については一義的には大使館が確認するはずであり、また、ビザを発給する用意があるということからすれば、我が国の「利益又は公安を害するおそれがないこと」の確認を伴っている以上、そ

の中で、希望研究分野との関係で、大量破壊兵器等の不拡散の観点からの審査も慎重になされるものと理解しています。また、大学では、インテリジェンス情報に接する立場ではなく、それらの情報を保有する政府において審査がなされるのが筋であると考えます。

大学側は、このような大使館、外務本省、文部科学省における懸念審査を経て選考されたことを前提に留学生を受け入れることになります。

現行の手続きでは、大使館及び文部科学省での選考を経て大学側が受入れ依頼を受けた留学生について、しばしば、正式な受け入れ回答後に、外務省本省より問い合わせを受けることがあります。これが懸念審査を目的としたものであるならば、それは本来、大学への受入要請前に、大使館と外務省本省とで連絡を密にさせていただいた上で審査がなされるべきものと考えます。

以上の考え方を踏まえて、政府と大学との役割分担について政府として明示していただくとともに、審査結果等で留意すべき点等があれば、受け入れ大学側に提供していただくようお願いします。

要請 10 留学生受け入れに係る外務省からの該非判定要請の抑制

国費留学生も含めて、その受け入れ（ビザ申請）の際に、外務本省より、研究室に係る研究分野、研究機器類について該非判定要請がなされることがあり、大学側から困惑しているとの指摘が時としてあります。

大量破壊兵器等の不拡散の懸念がないことを前提として、留学生に具体的にどのように研究に関わらせるかは、実際に面接し受け入れた後に決まってくることもあり、必ずしも受け入れ前にそれが明確になっているわけではありません。したがって、受け入れ前の時点で、該非判定を求められても、それが何か意味があるものとは思えません。加えて、該非判定は、あくまで技術提供主体となる被規制側が、法令の規定と解釈に基づき、実際に留学生に研究に関わらせる時点で、その態様に応じて、許可申請の可否を判断するものであり、その過程で、直接の当局である経済産業省からも予備的に該非判定を求められることはもちろんありません。このような状況下で、外務省から該非判定を求められても適切に回答できないことも多く、大学側としては困惑するほかなく、その負担には大きなものがあります。今後は、受入れ分野など、外為法上の手続きが必要と思われる場合の注意喚起などに止めて、該非判定要請については控えていただくようお願いします。

要請 11 留学生等の「居住者」「非居住者」判断基準の明確化

現行法令では、国内では、居住者から非居住者への技術提供が許可対象になっていますが、留学生の属性によって、その「居住者」「非居住者」のいずれと判断すべきが迷う場合もあり得ます。外為法では、法人に雇用されている者への技術の提供は、その法人への提供と解釈されていますから、外国の大学、研究機関、企業等に雇用されている構成員が在籍のまま、留学生として派遣されてくるのであれば、そのステータスは、国内での滞在期

間に関わらず非居住者ということになるでしょうし、海外大学の学生が一時的に我が国の大学に留学してくるということであれば、大学に雇用されているわけではないので個人の資格でステータスを判断することになると思われます。

これらの峻別を的確に行うためには、当局側より具体的判断基準を明確に示していただくことが必要と思われますので、ご検討のほどお願いします。

要請 1 2 留学生の受入事前確認に係る実務プラクティスの共有

上記の整理に基づく実務プラクティスモデルの作成・共有が図られることが、負担軽減、作業の円滑化のために望ましいと考えます。

国費留学生の大使館推薦枠と大学推薦枠とで異なるでしょうし、私費留学生の場合も異なるかと思われますので、それぞれについての実務プラクティスの作成が関係省庁と大学関係団体等との間でなされ、広く双方で共有するとの方向性についてご理解をお願いします。

要請 1 3 留学生情報の関係政府機関とのシェア

留学生の受け入れ時には、然るべく審査をし、必要な法令上の手続きをとるとしても、現行外為法では、個人のステータスで来訪する留学生については、入国後6カ月を経過すると「居住者」扱いとなり、法の上では規制対象外となります。また、その出国の際には、ボーダー規制により、リスト規制技術に係る資料等の持ち出しについては規制対象となる旨の注意喚起を大学側がするとしても、それが実際に履行されるのかどうかを、大学側がフォローすることは困難です。

あるいは、途中で当初の研究室を辞めたり、他の大学、研究室に移ることも可能性としてはあり得るわけであり、当初の受入大学の手を離れることも考えられます。

このため、当初受け入れ以降の推移については、ボーダー規制等の観点から「居住者」扱いとなった留学生等でも大学側が一定の自主管理を行うことが望まれますが、関係政府機関においてもインテリジェンス情報等も踏まえつつ、必要なフォローをしていただくことが望ましいと思われます。この点についてのご検討をお願いします。

3. 大学の安全保障輸出管理に資するツールと情報の提供

大学は、安全保障輸出管理の重要性を認識し、その意識向上と体制構築、運用管理の充実に努めつつありますが、以下の点で、困難が生じています。

- ① 外為法体系が複雑であり、該非判定等も難しいこと。
- ② 取引審査のプラクティスにばらつきがあること。
- ③ 大学によって取組みレベルに大きな差があり、全般的レベル向上には至っていないこと。

私ども関係組織においても、それらの困難が少しでも解消されるよう努力していますが、ご当局におかれても、全般的な輸出管理水準向上のために、次の点について取組みをしていただくようお願いします。

要請 1 4 該非判定を容易にするためのツールの提供

リスト規制対象貨物・技術の該非判定は、長年取り組んでいる産業界にあっても難しいところがありますが、経験が浅い大学においては、更に難しさを覚え、負担となっていることは否めません。特に、技術の規制リストについては、貨物の規制リストを受ける形となっているため、適確に理解することが困難な面があります。

このため、技術の該非判定に関しては、貨物と技術の規制リストを一体化したマトリクスのようなツールの提供がなされれば、作業負担の軽減が図られるものと考えますので、その提供についてご検討をお願いします。

本措置によって、前掲の「要請 2」に記した「使用の技術」の範囲の明確化とともに、煩雑な該非判定の負担が相当程度軽減されることが期待されることです。

要請 1 5 懸念度チェックのための一連のツールの提供

取引審査は、懸念先に機微技術等を渡さないという安全保障輸出管理の中核を成す重要なプラクティスですが、その運用については、各大学において必ずしも平準化されていない状況かと思います。そのレベルの平準化、向上のために、例えば、明らかガイドライン的なチェックリストの作成がなされ、共有化されることは有意義と思われます。

また、どういうものを材料として、どういう点に着目して懸念度のチェックをするかについても、平準化がなされることが望ましいと思われます。

これらの点につきましても、ご検討をお願いします。

要請 1 6 懸念技術分野や「有害活動」動向についての情報提供

国内外における趨勢として、軍事・防衛分野等において、デュアルユース製品・技術の利用促進が指摘されています。そういう中で、大学が保有する技術が懸念国の大量破壊兵器用途、軍拡用途等に利用されないようにするために、外部から注視される機微技術分野がどういうものなのかについての情報を共有することは、管理の質と効率を上げる上で重要と思われます。

これまでも、大きくは、原子力、航空宇宙、化学、生物学、精密工学、情報工学等の分野が機微性が高いと言われていますが、内外の動向を踏まえたときに、より詳細な技術分野について、どういう用途に使われうるために機微であるかといった情報が広く関係者に認識されることが望ましいところです。また、経済産業省のセミナー資料等において、「対日有害活動」について言及され、大学も含めた有害活動について注意喚起がなされています。この点についても、大学を舞台にして具体的にどのような事例があるのか等について

の情報があれば、管理の質向上にも大きく資するものと思われます。

つきましては、上記の取引審査、エンドユース管理等に資する諸情報に関し（可能な範囲でインテリジェンス情報も含め）、関係省庁において連携していただき、随時、大学に向けて情報提供いただきますようお願いいたします。

4. 政府全体としての大量破壊兵器拡散防止等に向けた取組み

要請 17 大量破壊兵器拡散防止等に係る大学の取組みに関する政府全体の指針の提示

大学発の技術が、大量破壊兵器等やテロ用途等に転用されたり、懸念国の軍拡等に利用されたりすることを防止することは、先端技術の開発等や海外との交流を活発に行う大学の社会的責任として極めて大きなものがあり、この点は、単に外為法等の法令順守に留まらない重要な課題であると認識しています。

このような視点から、生命科学等の分野に見られる如く、研究成果の公表自体がバイオテロを招く可能性があることを踏まえたバイオセキュリティのあり方についての議論が活発なものとなってきています。あるいは、外為法は、国内での技術提供については、居住者から非居住者への提供を規制対象としていますが、入国後 6 カ月を経過したからといって、懸念が元々あるのであればその懸念が解消されるわけでもありません。あるいは、特許技術そのものは公知のものです、いくら高いライセンス料が提示されたとしても、知財活用の推進の名の下に、これを懸念ユーザーの懸念用途に供与することが許されるわけではありません。また、サイバーセキュリティの確保も、意図せざる機微技術流出防止にとって重要な課題です。

これらの点は、外為法の枠組みでは対応できない次元の課題であり、大学自身が考えなければならない課題でもあります。政府においても関係省庁が連携していただき、大学において取り組む上での留意点等について政府全体としての考え方を提示していただくことにより、国公私立を問わず、大学全体の意識向上、取組促進が図られることが望ましいと考えます。

要請 18 大学に対する要請の際の省庁間の調整及び大学がとるべき具体的行為、留意点の明示

平成 18 年に、イランの核開発疑惑を踏まえてなされた国連安全保障理事会決議 1737 号において、イラン国民に対して核関連分野における専門教育、訓練の監視・防止について各国に要請がなされ、それを受けて、平成 19 年に外務省から文部科学省への協力要請がなされました。それを踏まえて、文科省大臣官房長より国立大学長らに対して「国際連合安全保障理事会決議第 1737 号を受けたイラン人研究者及び学生との交流における不拡散上の留意点について（依頼）」と題する通知がなされました。そこで要請された内容は、外為法

の遵守と輸出管理の徹底ということでした。

しかし、国連安保理決議における要請内容と外為法の規制内容との間には明らかに乖離があります。入国後 6 カ月以上経過して「居住者」扱いとなったイラン人・学生についてどう対応すべきなのか、この通知では読み取ることができません。その後、この通知を踏まえてイラン人学生の入学を拒否した大学が、裁判で敗訴し和解に至るという事案も発生しました。上記の安保理決議と外為法の規制内容の乖離については、政府側も十分認識できたはずですし、国籍による差別という憲法上の問題も惹起しかねない機微な問題だということもまた政府側において認識できたと思われます。それらの点についての留意点に何ら触れないままに、ただ漠然と大学側に要請することは、大学として具体的にどうすればいいのかわからず混乱を招きますし、実際に招きました。本通知については現在も有効と思われますが、外為法の遵守と安保理決議履行とのギャップへの対応、対象とすべきイラン国民・学生の範囲、憲法上の要請との関係における留意点等について、具体的に示していただくことが、大学での的確な履行につながると考えられますので、この点についてご理解を是非お願いします。

要請 19 継続的、定期的な政府—大学関係団体間の協議の場の設置、相談窓口の明確化

冒頭申し上げたように、政府の知的財産推進計画における「大学での輸出管理の取組み強化」以降、安全保障輸出管理の意識向上、体制構築、実務運用に取り組んできました。当初は、安全保障輸出管理というものの自体を理解するだけでも苦労がありましたが、取組みが進む間に、様々な問題意識が醸成されてきております。その一端が本要請書において取り上げた内容になりますが、これらの項目についての検討状況のフォローアップや、種々発生する諸課題について、政府、大学双方で情報を共有し解決を図るために、継続的、定期的な政府—大学関係団体間の協議の場の設置が必要と思われます。

留学生問題や上記の「要請 16、17」で述べたような一省庁だけでは解決できない諸課題も様々な存在しますので、それらも含めた課題解決のためには、政府横断的な協議の場とともに、政府における課題や問題の相談窓口の明確化が必要と考えます。

要請 20 大学関係団体からの継続的要請への対応

今回、初めて大学関係団体として連名にて包括的な要請書を提出させていただきました。今後とも、私ども各団体は連携して、情報の共有、意識向上とともに、大学での自主管理が進展するよう努めていきますが、政府への要請も継続して行っていきたいと考えています。本要請書に掲載した事項のフォローアップも含めて、今後とも継続して要請書の提出をしていきたいと思っておりますので、政府諸官庁におかれましては、その趣旨をお汲み取りいただき、臨機に必要なご対応をいただけますよう、お願い致します。

(参考)

これまで、各関係団体においてまとめた報告書、提言等は、以下の通りです。本要請書に掲げた要請事項の背景となる事情等も解説されておりますので、併せてお読みいただければ幸いです。

- ・一般財団法人安全保障貿易情報センター

資料 1 : [「欧米主要国の安全保障輸出管理との比較から見る我が国の大学における研究活動の制約と解決の方向性について」](#) (平成 25 年 11 月)

資料 2 : [「ワッセナー・アレンジメントの基礎科学研究に関する提言」](#)
(平成 20 年 2 月 15 日)

- ・特定非営利活動法人産学連携学会、一般社団法人日本知財学会

資料 3 : 「大学等の高等教育機関における教育・研究活動に係わる輸出規制の例外範囲拡大の要望」 (平成 24 年 2 月)

- ・国際・大学知財本部コンソーシアム

資料 4 : 「[大学・研究機関を対象とした安全保障輸出管理に関する調査報告書](#)」
一部抜粋 (平成 24 年 7 月)

=====

- ・なお、一般社団法人国立大学協会においても、次の提言書がまとめられています。

「[大学における技術提供にかかる安全保障貿易管理について](#)」 (平成 22 年 6 月)

平成 26 年 9 月 22 日

文部科学省高等教育局学生・留学生課長
渡 辺 正 実 様

一般社団法人 国立大学協会
教育・研究委員会委員長 濱口 道成

留学生等受入に係る安全保障上の入口管理等に関する要望

国立大学は、高度人材育成拠点・知の創造拠点としての役割を担っており、グローバル化する知識基盤社会、生涯学習社会の中で、喫緊の課題である我が国の大学の国際的な通用性・共通性の向上や国際競争力の強化の推進、大学のグローバル戦略展開を図る「留学生 30 万人計画」の実現に資するため、特に大学の国際化や留学生の受入環境の整備等に努めております。

また、昨年 12 月に文部科学省が取りまとめた『世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入れ戦略』においては、世界的な留学生獲得競争が激化する中、教育研究の向上や国家間の友好関係の強化に継続して取り組むことに加え、諸外国の成長を我が国に取り込み、我が国の更なる発展を図るため、重点地域の設定等の外国人留学生受入に係る戦略を策定することが必要としております。

そのため、今まで以上に我が国の大学等への留学が奨励・促進されることとなりますが、留学生等受入に係る安全保障上の入口管理等に係る方法・ルールが確立されておらず、各大学が種々工夫して実施している状況であり、その対応に苦慮する状況が報告されております。

本件については、平成 22 年 6 月 23 日付「大学における技術提供にかかる安全保障貿易管理について」にて要望いたしました。このたび別添のとおり関係省庁及び関係機関の協力を得て改めて要望事項として取りまとめました。また、本年 6 月には、一般財団法人安全保障貿易情報センター等の 6 つの関係機関が「大学に係る安全保障輸出管理行政に関する包括的改善要請書」を政府に提出するなど、本件に関し、改善を求める声が高まっております。

については、適切に入口管理等がなされることにより、日本への留学を志す学生等が不利益を被ることなく、また、大学側が安心して受け入れることができるよう、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

① 政府関係機関の対応窓口の一本化、もしくは明確化

留学生等の受入れには、外務省、文部科学省及び経済産業省等が関係するが、例えば、文部科学省から受入依頼のあった国費留学生（大使館推薦）について、通常は文部科学省と各大学の留学生担当部署が相互の窓口となって情報交換し受入れ手続きを進めている。しかし、大学側の受入内諾後に、外務省からの担当教員への直接の問合せ等、政府機関から個別に問合せを受けることがあり、実務上非効率で混乱を招きがちである。また逆に、大学側から政府機関に相談する際の担当部署等が不明確である。

については、政府機関側の対応窓口担当を一本化するか、あるいは、役割毎に窓口を明確化していただくとともに、大学に対する連絡は留学生担当部署（大学によっては、安全保障輸出管理担当部署）宛てとし、受入教員への直接の連絡は避けていただきたい。

② 入口管理の重点化について（在籍身分と学問領域の観点から）

留学生に受入れの内諾を与えた後にそれを覆すことは困難であり、早い段階での入口管理に伴う事前確認が求められることや、国際社会の平和及び安全への影響がないよう詳細な項目を用いて慎重に判断することは、大学及び指導教員にとって過大な負担となっている。また、過度に慎重な判断をすれば、教育・研究を使命とする大学と日本留学を志す留学生等の双方にとって不利益となる。

については、大学・指導教員及び留学生等の負担軽減の観点から、入口管理の対象を、特に理工系の大学院生に重点化し、学部生や文系大学院生の入口管理を簡素化することや、さらには入学後の中間管理で課題となる「基礎科学分野の研究活動」の定義と解釈を見直し、米国の対応と同様に研究成果の公開を前提とした研究活動については、基礎科学のみならず応用科学分野の研究も含めることなど、入口管理実務の負担軽減につながる方策をご検討いただきたい。

③ 政府機関と大学が継続的に検討・協議する場の設置

今回の要望を取りまとめるにあたり、関係省庁等から検討会議に出席していただき、意見交換を行うことができたのは、それぞれの立場や事情を理解するうえで非常に有益であった。今回は、「入口管理」に焦点をあてたが、受入後の「中間管理」や「出口管理」への対応も重要であり、今後さらに検討が必要である。

については、関係省庁、関係機関と大学（国立大学だけではなく、公私立大学含む。）が本課題を継続的に検討・協議する場を政府機関側に設けていただきたい。

併せて、新たに設置された検討・協議する場においては、各政府機関及び大学の果たすべき機能と役割を明確化し、各種課題を検討するとともに、大学現場で経験の少ない管理者であってもよりスムーズに「入口管理」等の対応ができるよう、各大学におけるグッドプラクティスや簡便で汎用性の高いマニュアルの作成等について検討・協議し、その結果を関係省庁、関係機関と大学とが共有するとともに、全国の大学に情報提供いただきたい。



平成25年度「米国の大学安全保障輸出管理実務に関する調査」報告

九州大学国際法務室

平成25年度 文科省・研究大学強化促進事業



本プロジェクトは研究大学強化促進事業費を用いて国際法務室が主体となって行なったものである。Morgan, Lewis & Bockius法律事務所 (MLB) に支援を委託し、現地ヒアリングにはMLBの調査チームとして以下の専門家(国立大学協会の「留学生等受入に係る安全保障上の入口管理等に関するワーキンググループ」メンバー)にご同行いただいた。

同行者(敬称略): 横浜国立大学 中田修二、東京工業大学 山内司

Research Period:

December, 2013 – March, 2014 (traveling to US between March 3rd – 8th)

Research Members:

<Universities> * indicates members who have been traveling to U.S.

Masayuki SHIBATA, Secretary General, Kyushu University

Masaharu OKADA, Professor, Kyushu University

*Shuji NAKATA, Professor, Yokohama National University

*Tsukasa YAMAUCHI, Professor, Tokyo Institute of Technology

*Tetsuyuki MURAMATSU, General Affairs Department Manager

*Hiroki SATO, Assistant Professor, Kyushu University

*Satomi TAKEI, Office clerk, Kyushu University

<MLB Lawyers>

Lisa YANO, Tokyo Office

Magarett GATTI, Philadelphia Office

Marynell DeVughn, DC Office

Louis Rothberg, DC Office

Katelyn Moscony, DC Office

Ryan L. Waggoner, Tokyo Office

ヒアリング対象者(米国政府・大学関係者)

Daniel Buzby (Deputy Director, Office of Defense Trade Controls Compliance, Bureau of Political-Military Affairs, DoS)

Kevin Wolf (Assistant Secretary for Export Administration, Bureau of Industry and Security(BIS), DoC)

Alex Lopes (Director, Office of Nonproliferation and Treaty Compliance, BIS, DoC)

Kevin Kurland (Office Director, Office of Enforcement Analysis, BIS, DoC)

Charles Wall (Export Control Officer Hong Kong, BIS, DoC)

Frank Barker (Export Controls Officer, M.A., J.D., Office of Export Control, Johns Hopkins University)

Missy Peloso (Associate Vice President, Associate Vice Provost Research Services, Office of Research Services, University of Pennsylvania) 他

米国の大学輸出管理

1. 柱となる3つの輸出管理制度と大学が求められる対応

法律	施行規則	所管	輸出規制対象	備考	大学が行うべき対応
武器輸出管理法 Arms Export Control Act; AECA	国際武器取引規則 International Traffic in Arms Regulation; ITAR	国務省国防貿易管理局 Department of State's Directorate of Defense Trade Controls; DDTC)	防衛用品 防衛技術 技術データ	・ITAR輸出規制国: 27カ国 ・禁止該当者: 輸出不許可	ITAR管理の防衛物品や技術データを提供するとき →アクセスさせる場合はDDTCの許可を申請する プロジェクトに参加するが上記にアクセスさせないとき →内部管理を徹底する
国際緊急経済権限法 International Emergency Economic Powers Act; IEEPA	輸出管理規則 Export Administration Regulations; EAR	商務省産業安全保障局 Department of Commerce's Bureau of Industry and Security; BIS	他の政府機関の管轄外にある全品目(技術)	・BIS輸出禁止国(キューバ、イラン、北朝鮮、スーダン、シリア) ・拒否対象者: 輸出不許可 ・管理取引リスト(Commerce Control List; CCL)で管理対象となる「理由」を確認→取引相手国表(Commerce Country Chart; CCL)と照合	「みなし輸出」の管理 製品の開発、製造、使用に必要な情報を提供するとき →場合によって輸出許可を申請する
経済制裁に関する法/IEEPA及び多数の議会制定法	経済的禁輸制裁規則等 Foreign Assets Control OFAC規制	財務省外国資産管理局 Office of Foreign Assets Control; OFAC	全ての品目(技術)(麻薬の不法取引等、行為についても制裁の対象となる)	・制裁対象国 18カ国 ・特別指定人(Specially Designated National and blocked Persons; SDN)リスト ・外国金融機関であってもSDN(特にイランが関与する者)と取引を行うことは制裁の対象	OFAC規制上で行うべき管理 →外国人研究者等がSDNに該当しないことを確認・審査 →所属教員や学生が禁止国に許可無く渡航しないよう管理 → SDNである個人、法人、及び輸出禁止国(BIS輸出禁止国と同じ。) との 購入、販売、雇用、協力関係をもつことは禁止

安全保障輸出管理上の入口管理の前提

- ・ ITAR及びEARは外国人研究者等の採用、選考、雇用、昇進、定着について基準を設置することは要求していない。
 - 法令、政令、政府契約、司法長官決定等で要請されない限り、**個人の国籍や出生地による差別は不法行為に当たる**(入出国および国籍法 Immigration and Nationality Act; INA)。
- ・ **輸出管理規則を遵守するためのコンプライアンスポリシーと手続きを備えておく必要がある。**

【国務省DTCC(国防通商管理コンプライアンス局) ダニエル・J.バズビー副局長(Daniel J. Buzby, Deputy Director)】

- ・ 政府は、学術環境で研究成果を公開共有する価値と、輸出管理や国家安全のためにデータや研究を管理し外国人研究者のアクセスを制限する価値の間には、自然と緊張が生まれることは認識している。
- ・ 国務省として、大学には①管理技術データの特定と識別、②外国人研究者等の管理技術データへのアクセスを制御する適切な情報技術システムの配備、を求めたい。→**技術管理計画(Technology Control Plan; TCP)**
- ・ 大学における外国人管理の必要性を示すケース:イラン出生の米国籍学生が大量の技術情報(印刷物)をドイツ経由でイランに輸出しようとし、フランクフルト税関で発見された。このような場合は大学に責任があるだろう。
- ・ 大学には規制されている国からの外国人かどうかを確認し、該当すれば①必要な輸出許可を取るか、②**制限付き研究(Restricted Research)**へのアクセスを制限する責任がある。不明な場合は同局に相談すべき。
- ・ DDTCCに登録済みの約13,000社の内、大学は50~100程度(→ITAR技術を扱う大学がその程度という意味)。
- ・ 今後は職員2~4名で構成される企業訪問プログラム(Company Visit Program; CVP)チームが訪問し(監査や調査ではない。企業向けには7年前から実施。)、情報収集をする予定。これにより大学のコンプライアンス促進にも寄与できると期待している。

2. 基礎研究特例について

NSDD-189

- ・レーガン大統領が提示した、連邦資金による研究の管理に関する国家政策。
- ・基礎研究の定義
→「科学および工学分野の基本的および応用研究で、通常はその成果が広く科学界で公表、共有されるもの。所有権の付いた研究や産業上の開発、設計、政策および製品利用のように、一般的には所有権や国家安全保障を理由として成果に制限がつく研究とは区別する。」

ITAR上の「基礎研究」の定義

- ・「公知」の技術に包含される(22 CFR §120.11)。
→ 公知の定義
 - ・公表した情報
 - ・一般的に大衆がアクセス可能または入手可能な情報
 - ・「米国高等学術機関で認定された科学、工学分野の**基礎研究**によって明らかになった情報」で、その成果情報が一般に公開され科学界で広く共有されているもの。**基礎研究**は定義上、科学、工学分野の基礎的及び応用研究を指し、成果情報は一般に公開され科学界で広く共有され、研究成果が所有権を理由に独占されたり、米国政府のアクセスや普及管理などの制限を受ける情報とは区別される。大学の研究は以下の条件を満たすとき基礎研究とは見做さない。①大学またはその研究員がプロジェクトや活動の結果がもたらす科学技術情報の公表にその他の**制限をつけることを受諾する場合**、又は②研究が米国政府からの資金提供を受けており、かつ研究成果情報を保護するため一定のアクセスや普及管理の対象となる場合」

大学で行う研究の「大学」は米国の大学に限られたとしても、基礎研究そのものについては米国の大学に限定されない。

EAR上の「基礎研究」の定義

- ・基礎研究の過程又は結果として得られる一般に入手可能な技術やソフトウェア(暗号化ソフトウェアを除く。)は、EARの対象としない。(15 CFR §734.3 (b)(3))
- ・基礎研究の定義(15 CFR §734.8):科学、工業分野の基礎的及び応用研究。その成果情報が一般に公開され科学界で広く共有されるもの。
- ・所有権の付いた研究や産業上の開発、設計、制作及び製品利用のように、一般的には所有権や国家安全保障を理由として成果に制限がつく研究とは区別される。(§734.11(b))
- ・通常「大学で行う研究」又は大学における科学者、エンジニア、学生が行う研究を含める。ただし以下の条件に従う場合に限る。
 - －大学の研究の企業スポンサーが研究者に提供した独占所有物である情報を、不用意に公表し漏洩されるのを防ぐ目的でスポンサーが公表前審査を行う場合、この事前審査が基礎研究としての研究の位置付けを変えないこと。
 - －公表が特許権を侵害しないことを確認することを目的として、大学の研究のスポンサーが公表前審査を行う場合、審査が研究成果の発表を一時的に遅延させたとしても基礎研究の位置付けを変えないこと。
 - －企業スポンサーから大学研究者への情報移転であり、スポンサーが提供情報の一部または全部を公表しないことも可能である旨を両当事者間で合意していた場合は、EARの対象となる。
 - －例えば、企業スポンサーの要請により大学や研究者が、研究プロジェクトまたは活動の結果得られる科学、技術情報の公表に他の制限を設けると合意している場合には、基礎研究とは見做されない。但し、すべての制限が執行または排除された時点で、研究の結果として得られる科学、技術情報は、基礎研究による情報と見做される。
 - －米国政府が出資している研究プロジェクトまたは活動について、大学やその研究者が特定の国家安全保障に基づく制限(§734.11に定義)を受諾している場合は基礎研究とは見做されない。

【MLBのコメント】

- ・ 2008年のロス教授事件までは、多くの大学がNSDD-189によって、大学の研究すべてが基礎研究だと考えていた。
- ・ 現在でも、大学の許可申請が少数であることから、相変わらずこうした例外に頼っていることがうかがえる。
- ・ **大学は研究プロジェクトの事情を注意深く考慮し、基礎研究の例外に頼りきらないようにすべきである。**
- ・ 大学の研究プロジェクト、特に**米国政府から援助を受けた研究は、輸出管理対象に該当するか、または基礎研究として免除を受けられるのかを検討しなければならない。**とくに大学は、すべての契約事項、提案要求(requests for proposals; RFPs)に、基礎研究特例を無効にするような発表・公開の制限が含まれていないかを注意深く確認する必要がある。
- ・ 外国人研究者が研究に参加したり、技術データにアクセスしたりするのを制限するような文言にも注意する。基礎研究特例が契約に基づく研究活動全体に適用されるのか、または活動の一部又は全部が輸出管理の対象となっているのかについても確認しなければならない。
- ・ **研究提案と契約を注意深く熟知して検討することが、コンプライアンスの最良の道である。**

【事例】

ジョン・リース・ロス(John Reece Roth)教授／ノックスビル州テネシー大学(UT)

- ◆ 30年近く教鞭をとり研究に携わる。
- ◆ 2008年、必要なITARの許可を取得しないまま防衛用品及び防衛技術を輸出→州法廷で有罪判決(2009年7月)。懲役4年の実刑判決。
 - ・ 米国空軍(U.S. Air Force; USAF)との契約で、無人航空運搬機(unmanned aerial vehicles; UAVs)の航行を制御するプラズマ・アクチュエータを開発。
 - ・ 2名の外国人学生(中国とイラン; ITAR禁止国)にITAR管理データと設備にアクセスを許していた(契約違反)。
 - ・ UTの輸出管理責任者の警告を無視して、ITAR管理データの入ったラップトップを中国での講演出張に持参。また中国人研究助手に、機微なテストデータを含む研究書類を中国の大学職員にメールするよう指示。
- ◆ UTからロス教授の行動について通報を受け、研究室から資料及びラップトップを押収。無許可で外国人に防衛用品と技術の輸出をしたことによる15の罪及び許可無くそれらを共謀した罪で告訴。
- ◆ UTはロス教授の行動を許しておらず、また積極的に政府の調査に協力したため起訴を免れた。

米国司法長官の判決後のコメント

「本件判決は、学術・産業において、特に研究開発に携わる人々に、輸出コンプライアンスの重要性を伝えるものである。大学の研究者であっても、コンプライアンスを無視したり、承知のうえで自ら輸出管理法に違反したりする者には、刑事罰という結果がもたらされることを示している。」

→ 大学も、防衛関連に応用する可能性を含む研究プロジェクト(すなわち制限付き研究)について意識を持つようになった。

3. 入口管理について

大学に求められる管理手続

- ・学生、交流訪問者、ならびにそれらの同伴家族に関するデータを収集し、学生および交流訪問者情報システム(Student and Exchange Visitor Information System; **SEVIS**)に情報を入力。政府と共有する。
- ・米国滞在中の状況(課程修了や退学等)も随時入力する。

F-1(学生)、J-1(交流訪問学生、研究者等)など:

VISAの不承認事由には、主に①外国人としての在留資格放棄の可能性、②不十分な財政能力、③英語力の不足がある。
SEVISでの情報提供と輸出管理制度は直接関係しない。

→ 大学は管理技術等について外国人研究者のアクセスを制限するための対応を確立することに専念する。

【国務省の対応】

- ・ 国務省がすべての査証申請者の審査について責任を負う。
 - 一定のツール、データベースを採用(FBI氏名調査、保安勧告的意見(Security Advisory Opinions; SAO)、VISA MANTIS)
- ・ **VISA MANTIS**: 技術警報リスト(Technology Alert List; TAL)を用いる。
 - 核拡散防止のための規制品及び規制技術を示す重要分野リスト(Critical Fields List)と国務省の指定テロ支援国リストで構成。
 - 領事館員はTALを用いて、申請者がリストに示された科学的・技術的分野に従事する計画であるかどうかを判断。また申請者の背景、活動計画等に関する情報も細かく調査する。

【その他政府機関の対応】

- ・ 米国国籍及び入国管理局(United States Citizenship and Immigration Services; USCIS)
 - 非移民就労者請願書(Petition for a Nonimmigrant Worker; **I-129**)の改定
 - ・ 米国内における外国人への管理技術・データの提供の保証に関する項目(Part 6)を追加
 - ・ **H-1B(専門職)**、L-1(企業内転勤者)、O-1(卓越した能力者)等のビザ申請時に必要
 - ☆ 輸出管理上の判断が入国審査手続に明確に組み込まれた最初の事例である。

4. 大学の管理の実態について

政府の要請

- ・ 外国人を受入れる大学は、**コンプライアンス手続きを備え、研究者、大学輸出管理責任者、研究コンプライアンス担当者、人事責任者、法務部署その他関連職員が連携し、特定の外国人研究者(学生)が輸出許可を必要とするか判断できるように準備しなければならない。**
- ・ 制限付き研究が管理対象となっているのであれば、外国人研究者に参加させる前に、輸出許可を取得する必要がある。
- ・ 管理技術や技術データが基礎研究の結果を導き出すために必要であれば、その基礎研究を行うことにも輸出許可が必要となる可能性がある。
- ・ 許可なしに管理技術や技術データにアクセス出来ないよう、適切なTCPを開発・施行し、相応なセキュリティ対策を備えておかねばならない。

☆ 米国の研究大学は各自で輸出管理のポリシーを定めている。

例)「制限付き研究」に対する輸出管理問題への対応

研究成果の公表を最優先するため受け入れない ・ 大学の構外で実施させる

University of Pennsylvania (ペンシルバニア大学) マサチューセッツ工科大学 (Massachusetts Institute of Technology; MIT)
Stanford University (スタンフォード大学) ジョンズ・ホプキンス大学 (Johns Hopkins University) 等

◆ 制限付き研究はすべて受け入れない
＝ 大学で行う研究は「基礎研究」のみ

◆ 制限付き研究の課題は大学構外の研究所で扱う

制限付き研究も受入れ厳格に対応する

バージニア工科大学 (Virginia Polytechnic Institute and State University)
ジョージア工科大学 (Georgia Institute of Technology) 等

◆ 大きな輸出管理コンプライアンス・プログラムを備える

Johns Hopkins University Frank Barker (Export Controls Officer, M.A., J.D., Office of Export Control)

- ・ 研究者は、自分たちが行う研究が制限対象になっていることや、プロジェクトに参加希望の外国人が制限を受けていることに必ずしも気づいていない。
 - 大学輸出管理室は、輸出規制問題が現実となる前に、プロジェクトの提案段階で研究者が輸出規制問題を把握し予測できるよう支援している。
- ・ プロジェクトの提案段階から審査するために自動システム(ソフトウェア)を導入し、一定の研究提案を輸出管理室が予めチェックしている。
 - 研究者に対するコンプライアンス上の質問: 例)「そのプロジェクトには国防省の仕事が含まれているか?」「そのプロジェクトには制裁対象国からの研究者が含まれているか?」など。「はい」と答えると自動的に輸出管理室に警告が届く。
 - しかしこのシステムは申請・認可後を追跡するようになっていないため、後で外国人研究者の参加を決める場合や研究の題目そのものにリスクが伴う場合(研究者が意識しない場合)などには効果が発揮できない。
- ・ 近年、研究者は、制限付き研究を扱う希望が増えている。理由は、米国政府経済の縮小期にあっても防衛関連の公的資金はより安定的に供給されることにある。また研究者は、機密事項に携わる名声 (prestigious) を望んでいる場合もある。なお特別に意図せずとも、最先端技術を扱う研究分野が制限付き研究に当たっている場合もある。
- ・ 研究者の多くは、長期のプロジェクトの全過程に関わる場合でも、公表が制限されない前期のフェーズの研究に直接従事し、それ以後は応用化学を扱う外部の研究所に移って機密性の高い部分の研究を行うようにする。
- ・ 輸出管理責任者は制限付き研究の受入管理を行う。外国人研究者(学生)が禁止対象者であるかの審査を徹底的に行うこと、並びに定期的な教育・訓練、輸出管理規則との抵触を回避する方策について書面で確認を取るなど、学部とのパートナー関係が前提で行われるものが多い。自発的に協力してくれることも多いが、いくらかの抵抗もある。なお、外国人研究者を排除することはない。

University of Pennsylvania

Missy Peloso (Associate Vice President, Associate Vice Provost Research Services,
Office of Research Services)

- ・ 制限付き研究を受け入れない理由: 当大学では「開放的研究」の文化が濃いから。
→ 研究結果を公表し広める学術上の自由を守るため。研究者は機密情報を構内に持ち込めず、また外国人研究者も同様に機密情報を扱えないが、大学にとっては、研究成果の公表のほうが重要である。
 - ・ 一方で、研究者(教授)は週一日、キャンパス外での活動に従事することが認められているため、そのときに(例えば、国防省施設内や民間企業の研究管理ができる場所などで)制限付き研究に従事することが可能である。
 - ・ TCPに従い、ITAR管理の機器やデータはほぼすべて大学が管理している。一方で管理しすぎないようにするため、必要最小限の管理になるように心がけている。
 - ・ **TCPを有効に実施するため、入学した大学院生を対象に輸出管理について広範囲のトレーニングを行う。**フォローアップとして、研究プロジェクト実施中にITAR管理の機器を扱う**大学院生に対してもトレーニングを行う。**
 - ・ 大学の実験室にある**全てのITAR管理機器にははっきりとラベル表示がしてある。**
 - ・ 出身国による差別を厳しく排除するポリシーを掲げている。学生を選考する段階では輸出管理に配慮することはない(所属研究室も決まっていない段階で何もできない)。
 - ・ リスク管理を効率的に行うため、I-129 Part 6要件については、すべて精査の対象とするのではなく、輸出管理の問題がありそうな分野、例えば、医学、工学、化学などに絞ってチェックする。
 - ・ 輸出管理責任者は、政府と大学にとって、たとえ相違がある課題であっても、双方の理解を深め共通の基盤を模索することが非常に重要である。
- ※ AUECO (Association of University Export Control Officer) に参加。50名以上の会員が在籍。関連法令の変更等のコメントやI-129などに関する適切な施行のためのガイドラインを作成する。

我が国の課題に関するディスカッション

1. ディスカッション(ブレインストーミング)概要

- ◆ 現地調査後(3/17)に調査のワークショップ(WS)として法律事務所(東京・六本木ヒルズ)にて開催。
- ◆ 調査を担当した弁護士及び九州大学国際法務室員の他、日本の大学輸出管理実務の第一人者である先生方(2名)にもご参加いただいた。

(参加者; 敬称略)

Lisa YANO, Tokyo Office

Ryan L. Waggoner, Tokyo Office

中田修二, Professor, Yokohama National University

山内司, Professor, Tokyo Institute of Technology

武井慧美, Office clerk, Kyushu University

佐藤弘基, Assistant Professor, Kyushu University

2. ディスカッションテーマ1

「大学の入口管理について」

<主な意見>

- ◆ 日本の大学は留学生30万人計画を柱とした国際化を進展させる上においても、国内及び国際の安全保障の観点からの受入チェックや海外への技術提供等の管理の必要性を当然に自覚している。国際化と適切なバランスをどう整えるのかが問題。
- ◆ 米国ではSEVIS等によるビザ申請から入学後の学生の状況を政府が把握するためのシステムが完備されており、これは政府、大学共に利用価値が高いと評価されている。しかし、日本の大学においてこれを導入することは情報入力等で関係部署(事務)の負担が増す事にもなり、一概に適切とは言えないかもしれない。見返りとして、例えば、教育目的の研究資機材の使用は輸出管理の対象外にするなど、安全保障輸出管理全体の流れの中で負担を軽くすることが求められるだろう。
- ◆ 米国では、制限付き研究の受入可否とそれに伴う外国人研究者の受入可否に関し、各大学が設定した独自のポリシーによるところが大きい。日本でも入口管理は各大学が検討し判断することが求められている(許されている)以上、現状に大きな差異はないと考えられる。入口管理を含め、安全保障の対応についてポリシーをしっかりと検討することが必要である。

3. ディスカッションテーマ2 「基礎研究特例のあり方について」

<主な意見>

- ◆ 輸出管理の除外とする理由は消極的なものだけではなく、米国では基礎科学を規制し技術発展の機会を妨げる要因になることを避けるためという理由でも理解されている。日本でもその理由から再検証し、もしその理由が大きく当てはまるのであれば、大学における技術の管理に関する捉え方も変わってくるだろう。
- ◆ 「制限付き研究」の考え方は日本のアカデミアに相応しくないというよりも、もともと軍事関連の研究を忌避する傾向が強いためにそもそも馴染まないだろう。そのため、「研究費のため」や「優越感」といった理由も理解しがたいところがある。
- ◆ 基礎研究の定義は米国のそれに比べて曖昧であると言わざるをえないが、それゆえに各大学の解釈が許されていることもあり、このままでも良いという意見もある。すなわち解釈が大学のポリシーともなり得るからである。それがはっきりしていればどんな研究でも堂々に行えば良い。
- ◆ 米国では契約書で明らかになる研究成果の公開可能性が基準となって基礎研究該当性が判断できる。日本でもこの「公開」について積極的に議論を進めていき、そのことから(ITARのように)基礎研究の定義に結びつけることが適当かもしれない。研究成果の公開可能性を広げることは輸出管理(基礎研究特例)のあり方を検討するうえで有益になるだけでなく、大学の国際競争力を高めることにも結びつくだろう。



その他ヒアリング

1. 日本国大使館ミーティング 在ワシントン日本国大使館 次田彰参事官、豊田崇史一等書記官

<見解>

- ◆ 入学に関しては、日本は「大学の自治」を重視してたぶんケアしないだろう。一方の米国はビザで厳しくし、大学に入っても政府が責任を持つのではないか。
- ◆ 米国政府の研究予算)12兆円 内6兆円がDARPA等国防系→ここを大学が使えないことの方が問題かもしれない。
- ◆ 日本における規制・政府チェックはどういう方向が望ましいか。どうやっても今よりは厳しい方向になってしまうのではないか。→ 研究分野、国によって規制を分ける？ classifiedとunclassifiedを作る？
- ◆ **総合科学技術会議(CSTP)を利用するのは適当かもしれない**。ライフサイエンス研究の倫理規定と同様に、新しいルールづくりのトリガーになり得るだろう。

2. International Student Network Inc. Babish Soni (Marketing Director)

<見解>

- ◆ 留学生を増やすのがISNのミッション。
- ◆ 1995~日本の学生を米国に連れてくる活動をメインに行っていた。だが7-8年前に日本は市場と見做されなくなり、中東、アジア、ラテンアメリカにシフトしている。とくに中国とインドは有力。来年はアフリカも視野に入れる。
- ◆ 米国の大学にとって多様性が重要。留学生は2200億円の経済価値を生み出す。
- ◆ 具体的には国際的なイベントを開催する。中国、タイ、ベトナム、インドネシア等は十分に確保できた。いまは中東とラテンアメリカに重点をおいている。
- ◆ 教育フリーゾーン(ドバイ、シンガポール)について:通常であればキャンパス設置には手間と時間が掛かる。理由はその国の教育の基準等に合わせる必要があるから。フリーゾーンで米国の基準をそのまま用いることができる。フリーゾーンはいろんな国で採用されるようになっている。
- ◆ 50%が海外キャンパスを作る仕事。学生は現地の人だが米国人の教授がいて授業をする。非フリーゾーンだと、だいたい3年くらい費やさなくてはならない。
- ◆ 米国は国全体がフリーゾーンみたいなもの。起業も難しくない。日本の大学だってProf.のexchangeはもちろん、サテライトキャンパスの設置も難しくはない。
- ◆ 学生ビザが政府によって拒否される理由の90%は母国との繋がりが無い場合。移民の恐れがあるから。とくに9.11以降の5年位は厳しかった。

これからの九大輸出管理の課題

1. 研究(受入)について

- ◆ 産連本部とともにガイドライン(受入フロー)を策定
- ◆ 研究受入(研究実施)のポリシー
 - 「(外国の)軍事研究は受け入れない」
 - 今後国内において「制限付き研究」のような形の研究(防衛省の研究など)が現れた場合、どう取り扱うべきか
 - ・ 研究テーマによって外国人研究者の関与を制限?
- ◆ 国際法務室、URAの対応

2. 入口管理について

- ◆ 国際部留学生課とともにガイドライン(受入フロー)を策定
- ◆ 母国での所属組織(大学)によっても判断

3. 輸出管理の例外について

- ◆ 「例外」を見直す?
- ◆ 「基礎科学分野の研究活動」特例の扱いについて
 - 例)スパコンの利用
- ◆ 研究資機材の機微度によって対応を分けるか?(レベルをする?)

4. 構築中のシステムとの関わりについて

- ◆ 完成後のシステムを現在のフローにどう取り入れるか?
- ◆ 国際法務室として構築にどの程度関与すべきか?

ITAR、EAR（及び日本）による基礎研究の定義

ITAR**§ 120.11 [Public domain] (8)**

Through fundamental research in science and engineering at accredited institutions of higher learning in the U.S. where the resulting information is ordinarily published and shared broadly in the scientific community. Fundamental research is defined to mean basic and applied research in science and engineering where the resulting information is ordinarily published and shared broadly within the scientific community, as distinguished from research the results of which are restricted for proprietary reasons or specific U.S. Government access and dissemination controls.

§ 125.4 Exemptions of general applicability.

(c) (3) Basic Research. “Basic Research” means a systemic study directed toward greater knowledge or understanding of the fundamental aspects of phenomena and observable facts without specific applications towards processes or products in mind. It does not include “Applied Research” (i.e. a systemic study to gain knowledge or understanding necessary to determine the means by which a recognized and specific need may be met. It is a systematic application of knowledge toward the production of useful materials, devices, and systems or methods, including design, development, and improvement of prototypes and new processes to meet specific requirements.);

(d)(iii) In direct support of fundamental research as defined in § 120.11 (8) of this subchapter

EAR**§ 734.3 Items subject to the EAR.**

(b) The following items are not subject to the EAR:

(2) Prerecorded phonograph records reproducing in whole or in part, the content of printed books, pamphlets, and miscellaneous publications...

§ 734.8 Information resulting from fundamental research.

(a) Fundamental research. Paragraphs (b) through (d) of this section and § 734.11 of this part provide specific rules that will be used to determine whether research in particular institutional contexts qualifies as “fundamental research”

. The intent behind these rules is to identify as “fundamental research” basic and applied research in science and engineering, where the resulting information is ordinarily published and shared broadly within the scientific community.

(b) University based research.

(1) Research conducted by scientists, engineers, or students at a university normally will be considered fundamental research, as described in paragraphs (b) (2) through (6) of this section.

(“University” means any accredited institution of higher education located in the United States.)

（日本）役務通達

基礎研究：（輸出管理における定義）基礎科学分野の研究活動とは、自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、理論的又は実験的方法により行うものであり、特定の製品の設計又は製造を目的としないものをいう。

September 21, 1985

**NATIONAL POLICY ON THE TRANSFER OF
SCIENTIFIC, TECHNICAL AND ENGINEERING INFORMATION**

I. PURPOSE

This directive establishes national policy for controlling the flow of science, technology, and engineering information produced in federally-funded fundamental research at colleges, universities, and laboratories. Fundamental research is defined as follows:

"'Fundamental research' means basic and applied research in science and engineering, the results of which ordinarily are published and shared broadly within the scientific community, as distinguished from proprietary research and from industrial development, design, production, and product utilization, the results of which ordinarily are restricted for proprietary or national security reasons."

II. BACKGROUND

The acquisition of advanced technology from the United States by Eastern Bloc nations for the purpose of enhancing their military capabilities poses a significant threat to our national security. Intelligence studies indicate a small but significant target of the Eastern Bloc intelligence gathering effort is science and engineering research performed at universities and federal laboratories. At the same time, our leadership position in science and technology is an essential element in our economic and physical security. The strength of American science requires a research environment conducive to creativity, an environment in which the free exchange of ideas is a vital component.

In 1982, the Department of Defense and National Science Foundation sponsored a National Academy of Sciences study of the need for controls on scientific information. This study was chaired by Dr. Dale Corson, President Emeritus of Cornell University. It concluded that, while there has been a significant transfer of U.S. technology to the Soviet Union, the transfer has occurred through many routes with universities and open scientific communication of fundamental research being a minor contributor. Yet as the emerging government-university-industry partnership in research activities continues to grow, a more significant problem may well develop.

III. POLICY

It is the policy of this Administration that, to the maximum extent possible, the products of fundamental research remain unrestricted. It is also the policy of this Administration that, where the national security requires control, the mechanism for control of information generated during federally-funded fundamental research in science, technology and engineering at colleges, universities and laboratories is classification. Each federal government agency is responsible for: a) determining whether classification is appropriate prior to the award of a research grant, contract, or cooperative agreement and, if so, controlling the research results through standard classification procedures; b) periodically reviewing all research grants, contracts, or cooperative agreements for potential classification. No restrictions may be placed upon the conduct or reporting of federally-funded fundamental research that has not received national security classification, except as provided in applicable U.S. Statutes.